

香だ！ 出かけよう！！ **吉備路れんげウイーク** 4/26 ▶▶▶ 5/6

**イベント**

4/26 [土] 10:00～11:00 [雨天中止]  
**オープニングイベント 吉備路もてなしの館**  
 期間中毎日 日没～22:00  
**備中国分寺五重塔ライトアップ**  
 4/29 [祝]、5/3 [祝]～6 [休] 10:00～15:00  
**備中国分寺の五重塔初層と本殿・こうもり塚古墳の無料ガイド**  
 4/29 [祝] 10:00～15:00 [雨天の場合5/3]  
**吉備路れんげまつり 備中国分寺一帯**  
 5/3 [祝] 9:00～15:00 [雨天の場合5/4]  
**吉備再発見写生大会 備中国分寺ほか**  
 5/3 [祝]～6 [休] 9:00～15:00 [雨天の場合中止]  
**フリーマーケット 吉備路もてなしの館**  
 5/3 [祝] 19:00～21:00 [雨天の場合5/4]  
**幻想の響宴 備中国分寺**  
 問い合わせ 商工観光課観光プロジェクト係  
 (☎92-8277)

**れんげフォトコンテスト**

「市の花・れんげ」を題材に、市内で撮影した写真を募集します。

**応募規定**  
 ①カラー写真で四つ切ワイド ②裏面に画題、氏名、住所、年齢、電話番号を明記 ③1人2点以内

**募集期間** 4月21日(月)から5月30日(金)まで

**応募方法** 郵送または持参

**賞** 最優秀賞(1点)、優秀賞(2点)、入選(5点)、佳作(10点) 入賞作品による市民憲章啓発グッズを作成し、配布予定

**応募先・問い合わせ** 市民憲章を唱和・実践する会事務局 (☎92-8242、〒719-1192 中央一丁目1番1号)



**鬼ノ城をガイドします**

4月13日から5月25日までの日曜、祝日、休日の午前10時から午後3時までの間、無料で鬼ノ城を案内します。希望者は、鬼城山ビジターセンター前のボランティア観光ガイドに申し出てください。

問い合わせ 吉備路ボランティア観光ガイド協会  
 (☎92-1211、吉備路観光案内センター内)


**鬼ノ城へ送迎タクシー**

5月3日(祝)から5日(祝)まで、砂川公園(管理棟前)と鬼ノ城を結ぶ無料の送迎タクシーを運行します。運行時間は、午前10時から午後4時までで約30分間隔(登りは午後3時まで)で出発します。


問い合わせ 市観光協会  
 (☎92-8277、商工観光課内)

4月から **新料金のご案内**  総社市三須 825-1 ☎90-0550

4月1日から消費税率が8%に改定されるに伴い、国民宿舎サンロード吉備路の料金や使用料が変更になります。


**宿泊** 

1泊2食(税込)の料金	
和室(トイレ付)	9,330円～ [変更前 9,075円]
和室・洋室(バス・トイレ付)	10,410円～ [変更前 10,125円]
和洋室(バス・トイレ付)	10,950円～ [変更前 10,650円]

**吉備路温泉** 

日帰り入浴で1回利用の料金	
大人	610円 [変更前 600円]
小学生	300円(据え置き) [変更前 300円]

※温泉スタンドの100リットルは100円で据え置きです

**食事** 

ランチバイキングの料金	
大人	1,350円 [変更前 1,300円]
小学生	830円 [変更前 800円]

※水曜日のレディースデーでは、女性の方は1,100円になります

**その他** 研修室やコンベンションホール、カラオケルームなどの使用料も、消費税率改定に伴いそれぞれ変更になっています。

ご宿泊・ご宴会  
お食事のひとつときは  
サンロード吉備路で



**消費税率引き上げに伴う上・下水道料金の  
新税率の適用開始時期について**

4月1日から消費税率が5パーセントから8パーセントに改定されるに伴い、6月1日検針(7月請求)分の上・下水道料金から消費税が8パーセントに変わります。

ただし、4月1日以降に開栓し、5月31日までに閉栓するといった場合の税率は8パーセントになります。  
 詳しくは担当係へお問い合わせください。

**問い合わせ**  
 【水道料金】上水道課業務係 ☎92-8326  
 【公共下水道使用料】下水道課下水道係 ☎92-8322  
 【農業集落排水処理施設使用料、浄化槽使用料】下水道課農業集落排水係 ☎92-8372

**児童扶養手当  
特別児童扶養手当  
額の変更**

**●児童扶養手当額の変更**  
 4月分以降の児童扶養手当額が変更になります。  
 父または母がいないなどの状況にある、18歳になる日以降の最初の3月31日までの間にある児童(一定の障がいがある児童は20歳未満)を養育している父か母や養育者に支給されます。ただし、前年の所得などによる支給制限があります。

**手当月額** ▼児童1人の場合、全部支給 4万1020円 ▼一部支給 4万1010円から9680円まで

▼児童2人の場合、50000円加算、3人目以降は30000円加算

**●特別児童扶養手当額の変更**  
 4月分以降の特別児童扶養手当額が変更になります。20歳未満の身体または精神に障がいがある児童を、家庭で養育している人に支給されます。ただし、前年の所得などによる支給制限があります。

**手当月額** ▼1級 4万9900円 ▼2級 3万3230円

**問い合わせ** こども課子育て支援係 (☎92-8268)